

# 令和 7 年度 集団指導

伊丹市健康福祉部地域福祉室法人監査課

# 集団指導とは

集団指導は、行政機関が主体となって「**介護保険サービスの質の確保**」および「**保険給付の適正化**」を図ることを目的として講習会方式などにより一斉に行う行政指導です。

(受講に当たって)

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービスの提供が求められています。

本集団指導では、動画を通じて、介護サービスの提供に当たり今一度、ご確認いただきたい内容、介護保険制度の改正内容や事業所に対する運営指導や監査に際しての指摘事項等お伝えします。

一方、この動画で説明する内容以外にも、重要な点、注意する点はたくさんあります。告示、留意事項通知等に則って、指定介護サービス事業者として信頼される適切な運営および利用者・入所者本位によるサービスの質の向上に努めていただくようお願ひいたします。

# 令和7年度 集団指導の対象サービス

以下のサービスを提供する事業所がこの集団指導の対象となります。

区分	サービス種別（伊丹市からの指定を受けているもの）
地域包括支援センター/ 居宅介護支援事業者	介護予防支援
居宅介護支援事業者	居宅介護支援
介護予防・日常生活支援総合事業者	通所型サービス（総合事業第1号）／ 訪問型サービス（総合事業第1号）
（介護予防）地域密着型サービス事業者	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／ 地域密着型通所介護／ （介護予防）認知症対応型通所介護／ （介護予防）小規模多機能型居宅介護／ （介護予防）認知症対応型共同生活介護／ 看護小規模多機能型居宅介護／ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護／

各事業所の**管理者ごと**に、この動画を視聴し、受講後には、専用フォーム（HP）から受講報告を行ってください。提出期日は、**令和8年3月2日（月）**です。

## 目次

1	災害対策	( 2 : 09~ )
2	各種指針・委員会・研修	(13 : 33~ )
3	人員・運営・報酬の基準	(19 : 58~ )
4	申請・届出	(35 : 04~ )
5	ケアプランデータ連携システム	(41 : 12~ )
6	終わりに	(44 : 33~ )

# 1 災害対策

---

## (1)災害に関する計画

# 1(1) 災害に関する計画

## 災害に関し作成が求められる計画

1. 消防計画	火災が発生しないように、また万一火災が発生した場合に被害を最小限にするためのもの
2. 非常災害対策計画	火災、水害、土砂災害、地震等、地域・地形を考慮して起こり得る災害に対処するためのもの
3. 避難確保計画	浸水想定区域、土砂災害計画区域等内の事業所が、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するためのもの
4. 業務継続計画	「平常時の対応」「緊急時の対応」の検討を通して事業活動レベルの落ち込みを小さくし、復旧に要する時間を短くするためのもの

# 1(1) 災害に関する計画

## 1. 消防計画

根拠法令等	消防法
対象	多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物
義務	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防計画の作成及び所轄消防庁等へ提出</li><li>・消火、通報、避難訓練の実施・報告</li></ul>
参考	<伊丹市消防局HP> <a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/FIREDEPT/shoubousoshiki/F_YOBOU/SINSEISYO/BOKA/1394025729475.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/FIREDEPT/shoubousoshiki/F_YOBOU/SINSEISYO/BOKA/1394025729475.html</a>

# 1(1) 災害に関する計画

## 2. 非常災害対策計画

根拠法令等	伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所（訪問系サービス、居宅介護（予防）支援を除く。）
義務	<ul style="list-style-type: none"><li>・非常災害対策計画の作成</li><li>・避難訓練の実施</li></ul>
参考	○介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付）

# 1(1) 災害に関する計画

## 3. 避難確保計画

根拠法令等	水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法
対象	浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に所在し、伊丹市地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設
義務	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難確保計画の作成及び市への提出</li><li>・避難訓練の実施</li></ul>
参考	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について（令和3年6月25日付け）</li><li>○伊丹市危機管理室HP掲載の2024年度地域防災計画（資料編・様式編）【資料36】 <a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/SAIGAINISONAETE/BOUSAINO_TORIKU_MI KEIKAKU/1387875012152.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/SAIGAINISONAETE/BOUSAINO_TORIKU_MI KEIKAKU/1387875012152.html</a></li><li>○伊丹市危機管理室HP掲載の「作成例」及び「ひな型」 <a href="https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/SAIGAINISONAETE/YOUHAIRYOSYA_HINANKOUDOUYOUSSIENSYA_SIEN/1508287883057.html">https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/KIKIKANRI/SAIGAINISONAETE/YOUHAIRYOSYA_HINANKOUDOUYOUSSIENSYA_SIEN/1508287883057.html</a></li></ul>

# 1(1) 災害に関する計画

## 4. 業務継続計画 (BCP)

根拠法令等	伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所
義務	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画の策定</li><li>・研修の定期的な実施</li><li>・訓練（シミュレーション）の定期的な実施</li><li>・業務継続計画の定期的な見直し、計画の変更</li></ul>
参考	○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修（厚労省HP） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai(go/kaigo_koureisha/douga_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai(go/kaigo_koureisha/douga_00002.html</a>

# 1(1) 災害に関する計画

## BCPの研修・訓練の実施回数について

サービス種別	自然災害 BCP	感染症BCP	研修実施	訓練実施
・訪問系サービス ・通所系サービス ・多機能系サービス	必要	必要	年1回以上 + 新規採用時	年1回以上
・認知症対応型共同 生活介護 ・施設系サービス	必要	必要	年2回以上 + 新規採用時	年2回以上

(ポイント)

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育を開催するとともに、  
新規採用時には別に研修を実施してください（実施することが望ましいです）。

# 1(1) 災害に関する計画

計画の一体的な策定、研修・訓練の一体的な実施も可能

「防災計画」と「自然災害 BCP」

「感染対策マニュアル」と「感染症BCP」

には共通する部分もあり、密接な関係にあります。

それぞれに対応する項目を適切に設定している場合は、

「災害に係る業務継続計画」と「非常災害に関する具体的計画」

「感染症に係る業務継続計画」と「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」

を一体的に策定することは差し支えありません。

# 1(1) 災害に関する計画

計画の一体的な策定、研修・訓練の一体的な実施も可能

また、計画と同様に、

「災害BCPの訓練」と「非常災害対策の訓練」

「感染症BCPの研修・訓練」と「感染症予防・まん延防止の研修・訓練」

を一體的に実施することは差し支えありません。

この場合、実施した研修・訓練がどれに該当するのか、

明確に分けて記録してください。

# 1(1) 災害に関する計画

計画の一体的な策定、研修・訓練の一体的な実施も可能

(ポイント)

## 研修・訓練の一体的な実施とは

防災対策では、避難計画や緊急時の救命措置が主な論点となります。BCPでは災害時の事業運営やサービス提供の継続計画が目的となります。

このことから、単なる避難訓練の実施だけでは、自然災害BCPに関する訓練にはあたらないため、一体的に実施したとはいえません。

例えば、「避難訓練で安全な場所に避難した後、実際に担当者が備蓄食品を出してきて、利用者に提供する」というシナリオで訓練を行うようにします。

感染症BCPの研修の場合、BCP概要や体制、基本的知識だけではなく、感染症対策として手指衛生の演習や個人防護服（PPE）の着脱演習などを一緒に行います。

# 1(1) 災害に関する計画

## 計画の一体的作成

＜参考＞

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（解釈通知）（抜粋）

### 第3の4 (23) 業務継続計画の策定等

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

# 1 災害対策

---

## (2)災害時情報共有システム

# 1(2) 災害時情報共有システム

## 災害時情報共有システム

The screenshot shows the official website of Hyogo Prefecture. The top navigation bar includes links for Foreign Language, 閲覧支援メニュー (View Support Menu), 災害関連情報 (Disaster-related Information), and 安心・安全情報 (Safety and Security Information). The main content area is titled "災害時情報共有システムについて" (About the Disaster Information Sharing System). It provides information about the system's use in social welfare facilities and its operation by the Ministry of Health, Labour and Welfare. A red box highlights the "操作マニュアル等" (Operation Manual) section, which lists various system-related documents. Another red box highlights the "Q&A" section, which contains links to PDFs for Children's System Q&A, Disaster Prevention System Q&A, and Care System Q&A.

兵庫県  
Hyogo Prefecture

Foreign Language 閲覧支援メニュー 災害関連情報 安心・安全情報

ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > その他健康・福祉 > 災害時情報共有システムについて

更新日：2025年5月30日

### 災害時情報共有システムについて

災害時における社会福祉施設等（高齢、障害、児童関係施設）の被災状況の把握等については、厚生労働省が整備した「災害時情報共有システム」の活用が可能となっており、本県では政令・中核市を除く県内市町に所在する社会福祉施設等については、令和5年6月1日より「災害時情報共有システム」の運用を開始しています。

#### 操作マニュアル等

- 児童福祉施設等災害時情報共有システム関係連絡板（自治体向け）（外部サイトへリンク）
- 児童福祉施設等災害時情報共有システム関係連絡板（施設向け）（外部サイトへリンク）
- 障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡板（自治体向け）（外部サイトへリンク）
- 障害者支援施設等災害時情報共有システム関係連絡板（施設向け）（外部サイトへリンク）
- 介護サービス情報管理システム（自治体向け）（外部サイトへリンク）
- 介護サービス情報報告システム（事業所向け）（外部サイトへリンク）

#### Q&A

- 児童システムQ&A (PDF : 87KB)
- 障害システムQ&A (PDF : 43KB)
- 介護システムQ&A (PDF : 49KB)

# 1(2) 災害時情報共有システム

ログインページから、施設毎のログインID・パスワードを入力してください。  
(IDは各施設の事業所番号です。)

【ログインページ】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/28/index.php>

## 介護サービス情報報告システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

ユーザID・パスワードを入力、サービス名を選択して「ログイン」ボタンを押してください。

ユーザID(半角英数字)	<input type="text"/>
パスワード(半角英数字)	<input type="password"/>
サービス名	<input type="text" value="介護サービスコードを選択して下さい"/>

※予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[このページのトップへ](#)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

# 1(2) 災害時情報共有システム

## 介護システムQ&A

No.	お問い合わせ内容	回答
1	ログインの方法が分からず。	ログインページから、施設毎のログインID・パスワードを入力してください。 (IDは各施設の事業所番号です。) 【ログインページ】 <a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/28/index.php">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/28/index.php</a>
2	ログインパスワードが分からず。	ログイン画面から「パスワードを忘れた方はこちら」を選択し、パスワードリセットしてください。
3	施設連絡先と緊急連絡先の違いが分からず。	施設連絡先：介護サービス情報公表システムの連絡先です。当システムは介護サービス情報公表システムを登録している施設と連携されているため、登録済施設は、再登録不要です。 緊急連絡先：災害発生時に使用される連絡先です。災害時に連絡が取れるメールアドレスが望ましいです（携帯電話のメールアドレスも登録可能）。
4	緊急時メールアドレスを確認したい。	手順5（緊急時の担当者の連絡先設定）に登録されているメールアドレス宛に被災報告依頼メールが届きます。

## 2 各種指針・委員会・研修

---

### (1)感染症の予防・防止

## 2(1) 感染症の予防・防止

### 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症が発生することは、利用者の健康と生命を脅かすだけでなく、職員の欠勤や施設の一時閉鎖など、経営面でのダメージも深刻となり得ます。感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の措置を講じる必要があります。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する  
委員会の開催
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 指針に基づいた研修、訓練（シミュレーション）の実施

## 2(1) 感染症の予防・防止

### 指針の整備、委員会の開催、研修・訓練の実施回数について

サービス種別	指針	委員会	研修実施	訓練実施
訪問系サービス 通所系サービス 多機能系サービス	必要	年2回以上 (6月に1回以上)	年1回以上 + 新規採用時	年1回以上
居宅介護支援 介護予防支援	必要	年2回以上 (6月に1回以上)	年1回以上 + 新規採用時	年1回以上
認知症対応型共同生活介護	必要	年2回以上 (6月に1回以上)	年2回以上 + 新規採用時	年2回以上
施設系サービス	必要	年4回以上 (3月に1回以上)	年2回以上 + 新規採用時	年2回以上

## 2(1) 感染症の予防・防止

(ポイント4)

居宅介護支援及び介護予防支援に係る感染対策委員会は、

事業所の従業者が1名であって、

感染症予防のための指針が整備されている場合は、

開催しないことも差し支えありません。

## 2 各種指針・委員会・研修

---

### (2)虐待防止

## 2(2) 虐待防止

### 虐待防止

利用者の尊厳を守り、安心・安全なサービスを提供するために、  
以下の措置を講じる必要があります。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 指針に基づいた研修の定期的な実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

## 2(2) 虐待防止

### 指針の整備、委員会の開催、研修の実施

サービス種別	指針	委員会	研修実施	担当者配置
訪問系サービス 通所系サービス 多機能系サービス	必要	年1回以上	年1回以上 + 新規採用時	必要
認知症対応型共同 生活介護 施設系サービス	必要	年1回以上	年2回以上 + 新規採用時	必要

## 2 各種指針・委員会・研修

---

### (3)身体拘束等の適正化

## 2(3) 身体拘束等の適正化

### 身体的拘束等の適正化

全サービスにおいて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけません。  
身体的拘束等の適正化を図るための、次の措置を講じる必要があります。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する研修の定期的な実施

## 2(3) 身体拘束等の適正化

### 指針の整備、委員会の開催、研修の実施回数について

サービス種別	指針	委員会	研修実施
訪問系サービス 通所系サービス	—	—	—
多機能系サービス 認知症対応型共同生活介護	必要	年4回以上 (3月に1回以上)	年2回以上 + 新規採用時
施設系サービス	必要	年4回以上 (3月に1回以上)	年2回以上 + 新規採用時

## 2 各種指針・委員会・研修

---

(4)令和9年4月1日義務化

## 2(4) 令和9年4月1日から義務化

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（居住系・多機能系・施設系サービス）

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。**令和9年4月1日から義務化。**

### （ポイント）

- ・ 本委員会は、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましい。
- ・ 開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化しないよう留意すること。
- ・ 事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他の事業運営に関する会議（事故防止のための委員会等）と一体的に設置・運営して差し支えない。
- ・ 本委員会の名称は、本委員会の内容が適切に検討される限り、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。

### 3 人員・運営・報酬の基準

---

#### (1)よくあるお問い合わせ・指摘事例

## 3(1) よくあるお問い合わせ（人員基準）

### 「常勤の従業者」欠勤の取扱いについて（全サービス）

Q. 通院や療養等により、常勤の従業者が1週間出勤したら1週間休んで、というような勤務をする月があった場合、非常勤となるのか。

A. 常勤の従業者の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとなりますので、従業者は1月連続で休んでいないのであれば常勤扱いで差し支えありません。『休暇等』には、有休だけではなく病欠等の欠勤も含まれます。

## 3(1) よくあるお問い合わせ（人員基準）

資格要件を満たしていない管理者等の配置について（GH,小多機,看多機,認知症対応型通所介護）

Q. 管理者の急な退職により、要件を満たすスタッフがいないため、研修を修了していない者を配置してもいいか。

A. 認められません。

ただし、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申し込みを行い、当該管理者が研修を終了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を終了していない場合であっても差し支えありません。

このような状況になった場合は、市にご相談ください。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

計画等の作成、委員会等開催の記録（全サービス共通）

### 【指摘事項】

計画・指針が策定されていなかった。  
委員会を開催していること、研修・訓練を実施していることが記録上、確認できなかった。

### （ポイント）

- ・計画や指針を策定し、規定以上の回数を開催・実施し、明確に記録してください。  
サービスごとに必要な措置は異なります。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

### 同意の記録（全サービス共通）

#### 【指摘事項】

報酬改定に伴う利用料の変更があった場合は、利用者に対して新しい料金の説明をしているが、同意をとった記録が無かった。

#### （ポイント）

- 改定があった場合には、改めて利用者又は家族に同意を得たことを記録に残してください。

#### 【参考】

「令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」  
(令和元年9月18日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・総務課介護保険指導室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡 (介護保険関係最新情報vol.740)

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

### 運営規程の記載事項（全サービス共通）

#### 【指摘事項】

運営規程に次の内容が規定されていない。

##### 1. 虐待の防止

- ・委員会の設置、開催、周知
- ・研修の定期的な開催
- ・指針を定めていること
- ・担当者を置くこと

##### 2. 個人情報の保護（秘密保持）

家族の個人情報を同意を得て用いること。

#### （ポイント）

- ・虐待の防止では、委員会の設置、指針の整備、研修の開催、担当者を置くことを明記してください。
- ・個人情報の保護では、家族の個人情報を同意を得て用いることを明記してください。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

### 情報の公表（全サービス共通）

#### 【指摘事項】

運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項をウェブサイトに掲載していない。

#### （ポイント）

- ・重要事項とは、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等です。
- ・令和7年4月からウェブサイトの掲載が義務化されています。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

### 勤務体制の確保について（全サービス共通）

#### 【指摘事項】

- 1 勤務表において各従業者の常勤・非常勤・専従・兼務の別が明記されていない。
- 2 月ごとの勤務形態一覧表が作成されていない。
- 3 勤務実績が記録されていない、出退勤の時間が不明確となっていた。

#### （ポイント）

- ・事業者は、利用者に対し適切な介護サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければなりません。そのためには、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の職員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることが求められます。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

### 同意の記録（居宅介護支援）

#### 【指摘事項】

居宅サービス計画の第6表サービス利用表（控）に、利用者の確認を受けたことの記録がない。

#### （ポイント）

- ・第6表の欄外等に確認日と署名等の記録を残してください。

#### 【参考】

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）（別紙1）

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

### 自己・外部評価（（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

#### 【指摘事項】

自己評価および外部評価を実施していなかった。また、実施していても公表していなかった。

#### （ポイント）

- ・事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価又は運営推進会議における評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図らなければならぬとされています。
- ・少なくとも年に1回は実施することとされています。
- ・実施後は、評価結果を入居者およびその家族へ提供するほか、事業所内外に開示してください。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

サービス提供の記録について①（地域密着型通所介護・従前相当通所型サービス・基準緩和通所型サービス）

### 【指摘事項】

- 1 サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録することとされているが、不十分な記録が多く見受けられる。
- 2 提供したサービスの内容に加え、利用者の状態に特に変わりがない場合であっても、「特変なし」「お変わりありません」ではなく、サービス提供中の利用者の様子等、できるだけ具体的に記載すること。

### （ポイント）

- ・事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない、とされています。
- ・提供した具体的なサービスの内容や利用者の心身の状況等、必要な記録を確実に行ってください。

## 3(1) 指摘事例（運営基準）

サービス提供の記録について②（地域密着型通所介護・従前相当通所型サービス・基準緩和通所型サービス）

### 【指摘事項】

- 1 送迎の記録がない。
- 2 送迎を行ったことがわかるよう、迎えについては自宅到着（出発）時間及び事業所到着時間、送りについては事業所出発時間及び自宅到着時間を確実に記録すること。

### （ポイント）

- ・事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日、サービス内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない、とされています。

### 3 人員・運営・報酬の基準

---

#### (2) 主な関係法令

## 3(2) 主な関係法令等

	居宅介護支援 介護予防支援	地域密着型（介護予防）サービス	介護予防・日常生活支援総合事業
法律		介護保険法（平成9年法律第123号）	
政令		介護保険法施行令（平成10年政令第412号）	
施行規則		介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	
省令・告示 (運営基 準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）</li> <li>○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</li> <li>○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）</li> </ul>

## 3(2) 主な関係法令等

	居宅介護支援 介護予防支援	地域密着型（介護予 防）サービス	介護予防・日常生活支 援総合事業
条例・要綱 (運営基 準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊丹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第10号）</li> <li>○伊丹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）</li> <li>○伊丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊丹市第1号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年4月1日制定）</li> <li>○伊丹市第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成29年4月1日制定）</li> </ul>
解釈通知 (運営基 準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年老企第22号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年老計発第0331004号等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険法施行規則第140条の63の6第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和6年老認発0315第4号）</li> </ul>

## 3(2) 主な関係法令等

	居宅介護支援 介護予防支援	地域密着型（介護予防）サービス	介護予防・日常生活支援総合事業
告示・要綱 (報酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）</li> <li>○指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）</li> <li>○指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○伊丹市地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）実施要綱（令和7年制定）</li> <li>○介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）</li> </ul>
留意事項 通知 (報酬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0331005号等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年老認発0319第3号）</li> </ul>

## 3(2) 主な関係法令等

	居宅介護支援 介護予防支援	地域密着型（介護予防）サービス	介護予防・日常生活支援総合事業
留意事項 通知 (報酬)	○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年老計発第0317001号等）		
介護保険最新情報	«厚生労働省ホームページ 介護保険最新情報の掲載一覧» <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index00031.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index00031.html</a>		
Q & A	«厚生労働省ホームページ 介護サービス関係Q & A» <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html</a>  «WAMNETホームページ 介護サービス関係Q & A» <a href="https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&amp;pc=1">https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&amp;pc=1</a>		

## 4 申請・届出

---

# 4 申請・届出

## 【1】指定更新申請

介護保険事業者は、6年毎に指定の更新が必要があります。指定更新する場合は、有効期間が満了する2か月前までに指定更新申請書等を提出してください（市からも更新案内をおおよそ3か月前に送付します。）。

## 【2】変更届

指定を受けた事項に変更があった場合、かつ当該変更が市へ届出の必要な事項であれば、変更届を変更後10日以内に提出してください。

## 【3】廃止・休止届

事業を廃止・休止する場合は、廃止・休止届出書等を廃止又は休止する日の1か月前までに提出してください。

また、廃止・休止した場合であっても、介護職員処遇改善加算等を取得しているのであれば、実績報告書を提出してください。

# 4 申請・届出

## 電子申請届出システム

### 【1】利用の原則化

事業所からの申請・届出については、電子申請届出システムによることが原則化されています。

### 【2】事前準備

電子申請・届出システムの利用に当たり、GビズIDの取得が必要です。

### 【3】詳細

法人監査課ホームページに厚生労働省・デジタル庁へのリンクを掲載していますので、ご確認ください。

[https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/HOUJINKANSA/kai\\_gohokenzigyousyakanrenzyouhou/33493.html](https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KENKOFUKUSHI/HOUJINKANSA/kai_gohokenzigyousyakanrenzyouhou/33493.html)

# 4 申請・届出

現在のページ

[ホーム](#) > [組織一覧](#) > [健康福祉部](#) > [法人監査課](#) > [介護保険事業者関連情報](#)

## 介護保険事業者関連情報

 [地域密着型サービス事業](#)

 [介護予防・日常生活支援総合事業](#)

 [居宅介護支援事業](#)

 [介護予防支援事業](#)

 [地域包括支援センター](#)

 [介護職員等処遇改善加算について](#)

 [介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請・届出システム」について](#)

 [介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出について](#)

## 4 申請・届出

変更年月日が同じで複数の変更がある場合（同一サービス）の届出について（全サービス）

Q. 変更年月日が同じで複数の変更がある場合は、どのように届出を行うべきか。

A. 同一の変更届出書に複数の内容を記載のうえ、届出を行ってください。

変更届出書に添付する運営規程について（全サービス）

Q. 変更届出書に添付する「運営規程」は、変更があったページのみ添付したらよい  
か。

A. 変更があったページだけでなく、変更後の全ページを添付してください。また、  
下線やマーキングを施すなど、変更箇所がわかるよう届出を行ってください。

## 4 申請・届出

### 電子申請・届出システムのサービス分類選択について（居宅介護支援等）

Q. 電子申請・届出システムで伊丹市へ居宅介護支援（介護予防支援）事業に係る申請・届出を行いたいが、申請先（届出先）選択画面でサービス分類選択を「居宅施設」と選択したところ、「伊丹市」が申請・届出先に出てこない。

A. 居宅介護支援（介護予防支援）事業所の場合、サービス分類選択は「地域密着型」を選択してください。

電子申請届出システム

メニュー > 介護保険事業の変更届出

届出先選択 > 様式入力 > 法人情報の変更 > 付表入力 >

介護保険事業の変更届出 届出先選択

届出先窓口となる指定権者区分と都道府県または市区町村を選択して「次へ」を押してください。

【状況確認および入力再開メニュー】

1.サービス分類選択

居宅施設  地域密着型  基準該当  総合事業

2.都道府県選択

都道府県 (選択して下さい)

3.届出先選択

届出先 (選択して下さい)



## 5 ケアプランデータ連携システム

---

# 5 ケアプランデータ連携システム

## ケアプランデータ連携システムとは

■居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報（予定・実績）をデータ連携するシステムです。

サービス提供票や居宅サービス計画書など、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類を、システム上でデータで送受信できるようになるため、書類の記入や転記誤りなど業務負担の削減が期待できます。

## ■利用対象

全ての介護事業所

## ■ライセンス料

年額21,000円（無料となるキャンペーンがあります。）

# 5 ケアプランデータ連携システム

## ケアプランデータ連携システム利用促進

1. 「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」において、生産性向上や協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する賃上げ支援の上乗せの要件として、「ケアプランデータ連携システムに加入していること」が設けられています。
2. 令和8年度介護報酬改定においても、介護職員等処遇改善加算に設ける上乗せの加算区分の要件とすることについて検討されています。
3. 介護事業所が、導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合には、その費用も支援の対象とすることとしています。

# 5 ケアプランデータ連携システム

- お問合せ等<ヘルプデスクサポートサイト>

<https://www.careplan-renkei-support.jp>

- システムの導入 <国民健康保険中央会 >

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/application.html>

- ケアプランデータ連携システムの利用状況 <WAMNET >

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsys.nsf/top>

- 介護保険最新情報Vol.1177 <厚生労働省 >

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

# 終わりに

## 【1】受講報告

受講を終了された方は、伊丹市法人監査課の集団指導のページに掲載している専用フォームから受講報告を行ってください。

## 【2】メールアドレス登録

情報を迅速に貴事業所へお伝えするために、電子メールの活用を促進しています。変更がある場合は「変更届出書」によりお知らせください。

受講報告内において登録されたメールアドレスを、今後、連絡事項や介護情報等をお知らせする際に利用させていただく場合があります。

### 受講報告フォーム

受講後は、以下の「専用フォーム」から、受講報告を完了してください。

「令和7年度集団指導 指定介護サービス共通 受講報告」から報告してください。

また、専用フォームから受講報告を行うに際して、**初めて利用する場合は、『新規登録』が必要です。すでに登録されている場合は、『新規登録』は不要です。**

初めて利用する場合は、以下の「専用フォーム」から、「次へ進む」>「利用者の新規登録はこちら」に進んでいただき、お手数ですが、**『新規登録』のうえ、受講報告を行ってください。**

※ 以下に、動画スライドと同様の資料を掲載していますので、事業所内で集団指導の内容周知にご利用ください。

[令和7年度集団指導 受講報告](#)

[事業所内への周知資料](#)